

国民健康保険に 加入の皆さんへ



健康まもるくん

平成25年中の収入の申告をお願いします

国民健康保険税額の算定には、納税義務者である世帯主やその世帯に属する国民健康保険の加入者全員の確定申告または住民税申告が必要です。そのため、**学生や家族の扶養に入っている人、および収入の全くない人も、申告が毎年必要になります**(ただし、給与のみの収入で勤務先から町に給与支払報告書が提出されている人や、平成26年4月1日において16歳未満で収入の全くない人は、申告の必要がありません)。

申告がない場合は、高額療養費などが正しく計算できないだけでなく、国民健康保険税額の軽減措置が受けられませんが、必ず申告をしてください。申告方法については、この広報の5ページを参照してください。

●税額の軽減措置について

一定基準額以下の収入の世帯については、納税の負担を減らすために国民健康保険税額の軽減措置を行っています。軽減に該当するかどうかについては、世帯ごと加入者および世帯主の申告状況をもとにして判定しますので、軽減についての手続きの必要はありません。

●納付額の確認について

国民健康保険税の納付額は、所得税・住民税ともに社会保険料控除の対象になります。お手数でもご自身で領収証の領収日と金額を確認のうえ、申告してください。

なお、税務課まで来庁いただければ、国民健康保険税の納付額確認書を無料で発行しています。

国民健康保険税の特別徴収(年金天引き)についてご理解ください

後期高齢者医療制度の施行にとまない、これまでの普通徴収(納付書納付および口座振替による納付)に加え、特別徴収(年金からの天引きによる納付)が平成20年度から始まりました。

要件は左記のとおりで、全ての要件を満たす世帯主が、特別徴収の対象となります。

●特別徴収の要件●

- ・世帯主本人が国民健康保険加入者。
- ・加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯。
- ・世帯主が公的年金を年額18万円以上受給している。
- ・世帯主の介護保険料が年金から特別徴収されている。
- ・介護保険料と国民健康保険税の合計額が、世帯主の年金受給額の2分の1を超えていない。

平成26年度から新たに特別徴収の対象になる人には、3月下旬ごろに予定額を通知します。すでに年金から特別徴収されている人は、基本的には2月の特別徴収額と同額

を、4月・6月・8月の年金から仮徴収税額として徴収します。平成26年度の年税額については、年度当初(7月)の納税通知書で通知します。

仮徴収と本徴収

国民健康保険税は、昨年中の収入を基に算定しています。このため正しい年税額は、所得確定後の7月に通知します。その税額を年金保険者に通知するのに、さらに2か月以上を要することになります。

このため、平成26年度から特別徴収が開始になる人については、昨年度の国民健康保険税額を6等分した額を便宜上「仮徴収」として4月・6月・8月の年金から特別徴収し、確定した年税額から仮徴収額を差し引いた残りの額を3等分し、「本徴収」として、10月・12月・2月の年金から特別徴収します。

納付方法が変更できます

特別徴収対象者でも、「国民健康保険税納付方法変更申出書」の提出によって、口座

振替での納付に変更することが可能です。ご希望の人は、税務課窓口で手続きしてください。特別徴収と普通徴収のいずれの方法で納付しても、税額に変更はありません。ただし、世帯主以外の口座を指定した場合、所得税および住民税の面では、口座所有者が社会保険料控除の適用を受けられるため、税額に影響が与える可能性があります。

なお、年金保険者に通知するなど所定の手続きをへる必要がありますので、申請受付後に、年金からの特別徴収を実際に停止するまで3か月程度を要します。

必要な物

印鑑、預貯金通帳などの口座番号のわかる物、預貯金口座の届出印 ※以前に国民健康保険税について、口座振替申込みの手続きを済ませている人は、印鑑だけお持ちください。

問合せ

申告について/役場 税務課 市民税課係 ☎内線 195・196、納付額について/役場 税務課納税係 ☎内線 193・194